

三七 南条元統起請文

今度宗勝不慮病死不及是非候、抑親候者事芸州以御威光入国仕、年来依御引立当三郡無違儀被仰付、于今御

(安)

厚恩之故案着之段誠御入魂不淺次第候、然間我等事若輩之条、近年宗勝江被懸御目姿二乍恐不相易此節別而被副御心、自今以後忤家弥長久相続候様二、毎篇可被加御意事所希候、自然從他家和讓之族申乱、子細於在之者、被尋究確可被作救立儀万々可忝候、如此申上候時者、对申芸州向後毛頭不可構別心候乍勿論、元春様

(往力)

此度御懇切往々聊忘却問敷候、若右之旨趣於偽者、可蒙罷梵天帝釈四大天王、惣而日本六十余州大小神祇、当国一宮大明神、大山地藏権現、三徳山三所権現、杵築大明神、殊氏八幡大菩薩、麻利支尊天、天満大自在天神、神罰冥罰御罰者也、仍誓紙如件、

(一五七五)

天正三年

南条又四郎

拾月十四日

元統(花押) 血判

元春様

元長様

参

三八 南条信正外拾四名連署起請文

謹而言上仕候、抑今度宗勝不慮病死、不及是非候、宗勝之儀、芸州以御威光入国被仕、年来就御引立、当三郡無異儀被仰付、于今各案着御芳恩、誠御入魂不淺次第候、然間、元統若輩之条、近年宗勝被懸御目姿不相替、此節、別而被付御心、於自今以後者、当忤家、弥長久被相続候之様ニ、切々可被加責意事、可目出候、自然從也家和讓之族申乱子細御座候者、被尋究、礪被成御救候者、万々可忝候、如此申上候時者、芸州之儀者不及申上、对元統、向後無二不可構逆心候、此度元春様御懇切、聊致忘却有間敷候、若右之旨趣於偽申上者、可蒙罷梵天、帝釈、四大天王、物而日本六十余州大小神祇、当国一宮大明神、大山地蔵権現、三徳山三所権現、杵築大明神、殊八幡大菩薩、麻利支尊天、天(大)

満太自在天神、神罰冥罰御罰者也、仍誓紙如件、

(一五七五)

天正三

南条九郎左衛門尉

拾月十四日

信正 (花押)
(血判)

山田出雲守

油木々工助

重直 (花押)
(血判)

清次 (花押)
(血判)

一条市介

山田久介

清綱 (花押)
(血判)

久清 (花押)
(血判)

津村新兵衛尉

基信
(花押)
(血判)

南条彦二郎

清綱
(花押)
(血判)

(泉養力)

鳥羽安芸守

(友力)

久
(花押)
(血判)

中村八郎左衛門

(花押)
(血判)

橋本大藏大輔

景正

豊島宗介

隆
(花押)
(血判)

春日弥兵衛尉

定信
(花押)
(血判)

軒

長清
(花押)
(血判)

小鴨左京

基
(花押)
(血判)

遠江守

(花押)
(血判)

進上

渡辺左衛門大夫殿

二宮右京進殿

三九 小早川隆景外二名連署状

(前略)

一、羽衣石之儀、種々雖被操候、何篇無正儀申延、結

(然)

句至備前追々申談、敵心之覚悟弥歴前候哉、因茲、御内存之通、御口上之趣、具承知仕候、先以無余儀存寄通、委細御両所へ申候、前後可然様御思惟肝心二候、

(杉原)

(陣)

一、作州山内表之事、盛重其外耽与有在陳、両城堅固二被申付、剩動等被得勝利趣、爰元へも御同前二被申越、誠肝要存候、作州相響候条、諸口之覚大慶候、

一、但州表之事、無正儀候哉、竹野へも追々被仰遣、

(垣屋豐統)

垣駿へ被付御心之由、專要候、備作并伯州東表之儀、彼是二但州へ被差越候ての御短束難成之通、致推量候、

一、折節当内郡一行之候二付而、於井原両三人致参会候刻、御使衆上着候条、万々对ヶ条被仰越通、懇二

(紙)

尋承、委細又愚意之段口上二申渡候条、不能帑面候、恐々謹言、

十一月二日

隆景(花押)

通良(花押)

貞俊(花押)

(元春・元保・元長御返報)

四〇 真木嶋昭光書狀

就因幡表之儀、御注進之趣令披露候、抑以御調略去廿

(因幡国)

一日、鳥取之城此方え被引付、番衆等手堅被指籠之、

(伯耆国)

並由良之要害去廿八日落去之由、方々御大利、併御方以御覚悟如此之段無比類儀御感非大方候、近年之御吉事候公私大慶不過之候、南条家城、是又近日可有一途之旨、肝要被思食候、弥無御油断被入御精、御大利之御注進待被思食候、北口之儀早速被切返儀、誠御手柄不被及是非旨上意候、尤、面目之至候、其表御勝利之趣其間候之条、為御感被成御内書候キ、定而可為参着候、其口御勝手趣於京都事々敷申成之由候、敵味方之覚珍重迄候、来春は織田人数打下之由風聞候間、其以前境目至諸城御人数丈夫被指籠之、人質等被取堅、向後尚以無異儀様、可被申付事肝心旨候、遠路之处、御注進之段、御祝着之通相心得可申入之旨、被仰出候、恐々謹言、

(天正八年)

(真木嶋)

十月廿二日

昭光(花押)

吉川駿河守殿

四一 小鴨元清書狀

尚々、一国之帳一箱ニ被入作候条、被仰出寸尺互持
せ進之候、直ニ被上候共、其御分別肝心候、以上、
態啓上候、当国御前帳之儀、六郡相揃上可申之旨、増
田右衛門尉方より以書札被申入候条、持せ進覽候、御
帳此方へ被差越候歟、直ニ被上候共、急度御調肝要存
候、委細彼紙面可有御披見候間、不能詳候、恐惶謹
言、

小嶋左衛門尉

元清（花押）

（天正十九年）

十月廿三日

吉川殿

参人々御中